

公告 第 927 号

2025 年 7 月 1 日付をもって、別紙の通り組合規約の一部に変更がありましたので、健康保険法施行令第 3 条の 2 の規定により公告します。

2025 年 7 月 23 日

豊田通商健康保険組合

理事長 濱瀬牧子

規 約 変 更 書

豊田通商健康保険組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「株式会社プラニック 静岡県御前崎市」の次に「熊本フクスケ株式会社 熊本県人吉市下原田町」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。